

木津川市条例第 8 号

木津川市清掃センター建設審議会設置条例

(設置)

第1条 より良い生活環境の確保と循環型社会の形成を目指し、木津川市内において計画的かつ効率的にごみ焼却場木津川工場（以下「清掃センター」という。）を建設することについて調査及び審議するため、木津川市清掃センター建設審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議し、市長に答申する。

- (1) 清掃センターの建設用地の選定に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、清掃センターの建設に関して市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公開することで会議の運営に支障が生じると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、審議会の会議において非公開とした事項については、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、清掃センター建設担当課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。